

ガーデニング・シティいちかわサポーターの設置に関する要綱 (設置)

第1条 市、市民及び事業者が協働してまちを花や緑で満たすことにより、まち全体が潤いと安らぎにあふれた快適で魅力ある美しいまちづくりを目指す「ガーデニング・シティいちかわ」を実現するため、本市にガーデニング・シティいちかわサポーター（以下「サポーター」という。）を置く。

(任務)

第2条 サポーターは、次のいずれかを行うものとする。

- (1) 自らが所有し、管理し、又は占有する土地又は建物においてガーデニングに取り組むこと。
- (2) 「ガーデニング・シティいちかわ」を実現するための活動に取り組む団体等が行うイベント等に参加すること。
- (3) 市内の花や緑に関する情報を収集し、又は提供すること。
- (4) ガーデニングを行おうとするものに対して相談に応じ、及び技術指導を行うこと。
- (5) 「ガーデニング・シティいちかわ」の実現を図るために本市が実施する施策に協力すること。
- (6) 市との協働により花壇又は植栽の維持管理を行う「ガーデニングボランティア」の活動に参加すること。

(登録することができる者)

第3条 サポーターとして登録することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 小学校就学の始期に達した者であって、本市に住所を有し、勤務し、又は通学するもの
- (2) 市内において店舗、事業所等を有する事業者

(登録の申込み)

第4条 サポーターの登録を受けようとする者は、ガーデニング・シティいちかわサポーター登録申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項のサポーターの登録を受けようとする者が義務教育を終了しない者であるときは、その保護者の同意を要するものとする。

(登録証の交付等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあった場合において、サポーターとして登録することを適当と認めるときは、登録者名簿に登載するとともに、個人の場合にあってはガーデニング・シティいちかわサポーター登録証（様式第2号）を、事業者の場合にあってはガーデニング・シティいちかわサポーター登録証（様式第3号）を同項の申込書を提出した者に交付するものとする。

(登録証の携帯)

第6条 サポーター（個人の場合に限る。）は、第2条各号に掲げる活動を行うときは、前条の規定により交付された登録証を携帯するものとする。

(登録内容の変更)

第7条 サポーターは、登録した内容に変更が生じたときは、ガーデニング・シ

ティいちかわサポーター登録内容変更届（様式第4号）により、速やかに、市長に届け出るものとする。

（登録の辞退）

第8条 サポーターは、登録の辞退を申し出ようとするときは、ガーデニング・シティいちかわサポーター登録終了申出書（様式第5号）に登録証を添えて市長に届け出るものとする。

（登録の終了）

第9条 市長は、サポーターが第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったと認めるときは、サポーターの登録を終了するものとする。

2 市長は、サポーターが次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、サポーターの登録を終了することができる。

(1) サポーターとしてふさわしくない行為があったとき。

(2) サポーターとしての役割を全うすることができないと市長が認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がサポーターとしての登録を終了する必要があると認めるとき。

3 市長は、前項の規定によりサポーターの登録を終了したときは、当該サポーターに対し、ガーデニング・シティいちかわサポーター登録終了通知書（様式第6号）により理由を付してその旨を通知するものとする。

（報告会等）

第10条 市長は、サポーターによる「ガーデニング・シティいちかわ」を実現するための活動の状況報告、サポーター相互の情報交換等を行うため、報告会を開催することができる。

2 市長は、サポーターによる「ガーデニング・シティいちかわ」を実現するための活動を促進するため必要があると認めるときは、研修会を開催することができる。

（事務）

第11条 サポーターに関する事務は、街づくり部まち並み景観整備課において処理する。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

ガーデニング・シティ いちかわ サポーター登録申込書

年　　月　　日

市川市長

ガーデニング・シティ いちかわサポーター設置要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

(フリガナ)				性別
申込者氏名	※事業者の場合は、事業者名及び代表者名をご記入ください。			男・女
生年月日	1明治 2大正 3昭和 4平成	年	月	日
(フリガナ)				性別
(保護者名)	※申込者が小・中学生の場合は保護者の同意が必要となります。			男・女
生年月日	1明治 2大正 3昭和 4平成	年	月	日
住所	〒　　—			
連絡先	電話：	FAX：		
勤務・通学先 ※市外居住者のみ	住所：			
名称：				
希望する活動 (任意)	<p>※以下のガーデニング事業に関わることが可能な場合、ご協力が可能なものにチェックをお願い致します。</p> <p><input type="checkbox"/>協働花づくりへの参加【種からの花づくり】 <input type="checkbox"/>イベント会場のお手伝い【チラシの配布、配布用花苗の袋づめなど】 <input type="checkbox"/>オープンガーデン開催中のお庭のお手伝い【来客対応など】 <input type="checkbox"/>ガーデニングコンテスト会場のお手伝い【投票の案内など】 <input type="checkbox"/>その他()</p>			
ボランティア活動 (任意)	<p>※ガーデニングボランティア活動への参加を希望する場合、希望する花壇にチェックをお願い致します。</p> <p><input type="checkbox"/>ニッケコルトンプラザ前歩道花壇 <input type="checkbox"/>保健センター前歩道花壇 <input type="checkbox"/>妙典駅南口花壇 <input type="checkbox"/>本八幡駅北口花壇 <input type="checkbox"/>桜見花壇 <input type="checkbox"/>鬼越駅前花壇 <input type="checkbox"/>市川駅北口花壇 <input type="checkbox"/>行徳駅前広場花壇 <input type="checkbox"/>菅野公民館前歩道花壇</p>			

※登録いただいた情報については、市川市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

様式第2号（第5条関係）

ガーデニング・シティ いちかわ サポーター登録証	
氏名	
登録番号 第 - 号	
交付年月日	年 月 日 市川市長

※ 登録証の寸法は、縦55ミリメートル、横91ミリメートルとする。

様式第3号（第5条関係）

ガーデニング・シティ いちかわ
サポーター登録証



○○○○○○○○○○○○

様

登録番号 第 一 号

交付年月日 年 月 日

市川市長

様式第4号（第7条関係）

ガーデニング・シティ いちかわ サポーター登録内容変更届

年　　月　　日

市川市長

住所（所在地）

（郵便番号　　）

届出者 _____

氏名（名称及び代表者の氏名）

ガーデニング・シティいちかわサポーターの登録内容に変更が生じたので、
下記のとおり届け出ます。

記

1 登録番号 第　　一　　号

2 変更内容

変更前	変更後

様式第5号（第8条関係）

ガーデニング・シティ いちかわ サポーター登録終了申出書

年 月 日

市川市長

住所（所在地）

（郵便番号 ）

申出者 _____

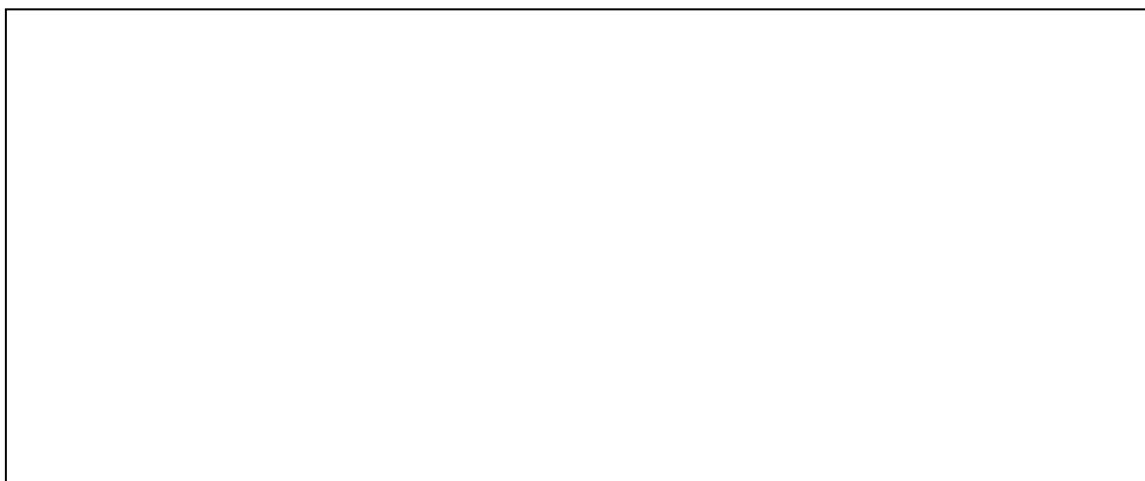
氏名（名称及び代表者の氏名）

ガーデニング・シティいちかわサポーターの登録を終了したいので、下記のとおり申し出ます。

記

1 登録番号 第 一 号

2 理由



様式第6号（第9条関係）

ガーデニング・シティ いちかわ サポーター 登録終了通知書

年　　月　　日

様

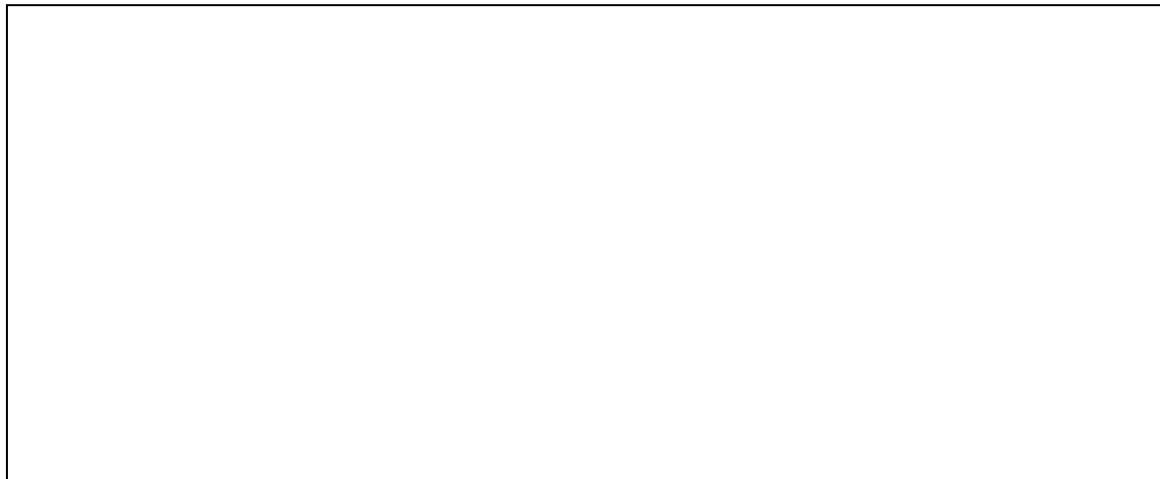
市川市長

ガーデニング・シティいちかわサポーターの登録を下記の理由により本日付けで終了したので、通知します。

記

1　登録番号 第　　一　　号

2　理由



市川市ガーデニングボランティアに関する要項

1 目的

この要項は、ガーデニングボランティアに関し必要な事項を定めることにより、「ガーデニング・シティ いちかわ」の取り組みを推進するとともに、地域の絆づくり、生きがいづくり及び市民による魅力づくりにつなげることを目的とする。

2 定義

この要項において「ガーデニングボランティア」とは、市との協働により花壇又は植栽（以下「花壇等」という。）の維持管理を行うもので、市長の登録を受けたものをいう。

3 活動内容

ガーデニングボランティアは、市が指定する花壇等において、市職員の管理のもとで活動するものとし、その活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 花苗の植え込み（年間で3～4回程度）
- (2) 花殻摘み及び除草作業（月2回程度）
- (3) その他花壇等の管理に必要な活動（不定期）

4 登録の要件

登録を受けられるものは、前項に規定する活動内容に積極的に参加できるもので、次に掲げる要件を満たすものとする。この場合において、義務教育終了前の児童については、保護者の承諾が得られることを条件とする。

- (1) 市内在住者又は在勤、在学者
- (2) 市内において活動している非営利の市民団体
- (3) 市内に店舗等を有する事業者

5 登録方法

登録を希望するものは、ガーデニング・シティ いちかわサポーター登録申込書（様式第1号）に必要事項及びガーデニングボランティアとして活動を希望する花壇を記入し、市長へ申し出るものとする。

6 登録受付

登録の受付は、隨時行うものとする。

7 登録証の携帯

ガーデニングボランティアは、活動を行うときは、登録証（様式第2号）を携帯するものとする。

8 支援内容

市長は、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 作業に必要な資機材の貸与又は提供
- (2) 作業の管理及び指導
- (3) 作業日程及び作業内容の調整及び連絡
- (4) エコボポイントの付与
- (5) 傷害保険（ふれあい保険）の適用

9 登録内容の変更・終了

ガーデニングボランティアは、登録内容に変更があった場合及び辞退する場合は登録内容変更申出書（様式第4号）により市長に届け出るものとする。

10 市長は、ガーデニングボランティアから辞退する旨の届出があった場合又はガーデニングボランティアとしてふさわしくない行為があった場合は、登録を終了することができる。

1 1 報酬

活動に関しての報酬は、支給しない。

1 2 その他

この要項に定めるもののほか、ガーデニングボランティアの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成29年12月1日から施行する。